

令和6年度第4回 朝霞市都市計画審議会 次第

日時 令和7年2月20日（木曜日）

午後3時00分から5時（予定）

場所 朝霞市役所 別館2階 全員協議会室

1 開 会

2 挨 拶

3 議 題

- ・議案第1号 あずま南地区地区計画の変更について

4 その他（報告事項）

- ・報告事項第1号 公共交通の最近の動きについて
- ・報告事項第2号 朝霞都市計画生産緑地地区の変更について（経過報告）
- ・報告事項第3号 みどりの基本計画の改定について（経過報告）

5 閉 会

議案第 1 号

あずま南地区地区計画の変更について

あずま南地区地区計画の概要

あずま南地区とは、朝霞第9小学校、カインズ朝霞店に隣接した約13.5ヘクタールの土地で、令和4年9月20日に地区計画等を定め、あずま南地区土地区画整理組合により、土地区画整理事業を行っています。

※1

※2

住民主導の区画整理になりますが、住民と市が連携しながら、道路などの公共施設の配置、建築物やその敷地などに関して、きめ細かな「まちづくり」を進めていくため、市が「地区計画」を定め、地区の目指すべき将来像を設定しています。

今回の地区計画の変更では、交通環境の更なる安全性の確保や、より周辺環境との調和に配慮した工業系地区の形成を図るために、道路配置及び緩衝緑地等を変更するものです。

地区計画は1～4の内容で構成されています。

	あずま南地区	
1 地区計画の目標	・土地区画整理事業による計画的な都市基盤整備と、物流関連施設を主体とした市街地の形成 ・周辺環境との調和に配慮した工業系地区の形成	
2 土地利用の方針	A	大規模な物流関連施設（倉庫、流通センター）等の立地を主体とした土地利用
	B	既存施設及び周辺環境との調和に配慮した工業・業務系施設の立地を主体とした土地利用
3 地区整備計画	区画道路、公園、広場、歩道上空地、緩衝緑地、建築物等に関する事項、地区の区分	
4 計画図（地区整備計画図）	資料④参照	今回の地区計画変更では、 「区画道路」、「緩衝緑地」と 「地区の区分」を変更するものです。

※1 あずま南地区土地区画整理組合・・・所有権者等で設立された土地区画整理組合。令和4年9月21日に、朝霞市が認可しました。

※2 土地区画整理事業・・・まちづくりのハードな部分を受け持つ整備手法のうちのひとつで、一定の広がりを持って「まち」を整備することができる、いわゆる面的整備の代表的な手法です。具体的には、狹隘道路や不成形な土地の形状が改善されることで、土地の使い勝手が良くなり防災面の向上などが挙げられます。主に「組合施行」と「公共団体施行」で行われます。

理 由 書

本理由書は、都市計画法第 2 1 条第 2 項において準用する同法第 1 7 条第 1 項の規定に基づき、朝霞都市計画地区計画の変更（朝霞市：あずま南地区）についての理由を示したものです。

1 朝霞都市計画区域における位置等

朝霞都市計画区域は、都心から約 20 km 圏、本県の南西部に位置しています。また、朝霞都市計画区域に含まれる土地の区域は、朝霞市の行政区域の全域です。

【朝霞市：あずま南地区】

本地区は、朝霞市の東部に位置し、東武東上線朝霞駅から北東へ約 1. 5 キロメートルに位置し、都市計画道路志木和光線（一般国道 2 5 4 号和光富士見バイパス）に近接する区域です。

市街化区域への編入に合わせて、新たな土地利用が適正に誘導されるよう、地区施設を適正に配置し、建築物の規制、誘導を行うことにより、計画的な工業系地区の形成を図るため、地区計画を決定しました。

2 変更理由

【朝霞市：あずま南地区】

本地区の交通環境の更なる安全性の確保や、より周辺環境との調和に配慮した工業系地区の形成を図るために、道路配置及び緩衝緑地を変更するものです。

3 変更内容

【朝霞市：あずま南地区】

本地区計画の地区整備計画の「地区施設の配置及び規模」について、「地区施設（道路）」及び「地区施設（緑地）」を変更します。道路配置については、車両の通行速度抑制を誘導することで、当初計画より、地区内の通学路における交通安全の向上を図ります。緩衝緑地については、周辺の住宅地及び地区内道路を通行する、地域住民等の歩行者への配慮を図ることとし、当初計画より、同等以上の延長・面積を確保します。

また、「地区の区分」において、「A 地区」及び「B 地区」の面積を変更します。

			新	旧
地区 整備 計画	地区 施設 の 配置 及び 規模	道路	区画道路 1 号 幅員 14～16. 5m 延長約 680m 区画道路 2 号 幅員 11. 5m 延長約 630m 区画道路 3 号 幅員 6m (10. 5m) 延長約 220m 区画道路 4 号 幅員 10. 5～12. 5m 延長約 230m 区画道路 5 号 幅員 8m 延長約 280m 区画道路 6 号 ※道路位置の変更 幅員 8m 延長約 130m	区画道路 1 号 幅員 14～16. 5m 延長約 680m 区画道路 2 号 幅員 11. 5m 延長約 630m 区画道路 3 号 幅員 6m (10. 5m) 延長約 220m 区画道路 4 号 幅員 10. 5～12. 5m 延長約 230m 区画道路 5 号 幅員 8m 延長約 280m 区画道路 6 号 幅員 8m 延長約 130m
		緑地	緩衝緑地 1 号 幅員 10m 延長約 470m 延長約 100m 緩衝緑地 2 号 幅員 5m 延長約 160m 延長約 100m	緩衝緑地 1 号 幅員 10m 延長約 580m 緩衝緑地 2 号 幅員 5m 延長約 110m 延長約 120m
	地区 の 区分	面積	A 地区（工業地域） 約 8. 2 ヘクタール	B 地区（工業地域） 約 5. 3 ヘクタール
				A 地区（工業地域） 約 8. 9 ヘクタール
				B 地区（工業地域） 約 4. 6 ヘクタール

4 関係する都市計画

なし

朝霞都市計画地区計画の変更（朝霞市決定）（案）

朝霞都市計画あずま南地区地区計画を次のように変更する。

		告示年月日 令和 年 月 日
名 称	あずま南地区地区計画	
位 置	朝霞市大字根岸及び大字台の各一部	
面 積	約13.5ヘクタール	
地区計画の目標	本地区は、朝霞市の東部、東武東上線朝霞駅から北東へ約1.5キロメートルに位置し、また、東京外かく環状道路に接続する都市計画道路志木和光線（一般国道254号和光富士見バイパス）に近接しており、交通の利便性が高い区域である。 また、都市計画マスタープランにおいて「まちづくり重点地区」として、交通の利便性に優れた立地特性を生かし、地域経済の活性化、雇用の創出に資する工業系の土地利用を図ることとしている。 これらの状況を踏まえ、土地区画整理事業による計画的な都市基盤整備と、物流関連施設を主体とした市街地の形成を図るため、地区計画を策定し、土地利用の規制・誘導を行うことにより、周辺環境との調和に配慮した工業系地区の形成を目標とする。	
区域の整備、開発及び保全の方針	土地利用の方針	周辺環境との調和に配慮しつつ、まちづくり重点地区にふさわしい工業系の土地利用を推進するため以下のとおり区分し、土地利用の方針を定める。 1 A地区 大規模な物流関連施設（倉庫、流通センター）等の立地を主体とした土地利用とする。 2 B地区 既存施設及び周辺環境との調和に配慮した工業・業務系施設の立地を主体とした土地利用とする。
	地区施設の整備の方針	土地区画整理事業により計画的に整備される道路、公園の機能及び環境が損なわれないよう、区画道路、公園及び公共空地（歩道状空地、広場）を適正に配置する。 また、周辺環境との調和に配慮した工業系の土地利用を推進するため、地区の外周に緩衝緑地等を配置する。 なお、災害に配慮し区域内の雨水調整機能を確保するため、雨水流出抑制施設（地下調整池、貯留施設）を配置する。
	建築物等の整備の方針	本地区の土地利用が適正に誘導されるよう、建築物等の用途の制限、建築物の敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限、建築物等の高さの最高限度及び垣又はさくの構造の制限を定める。

地区施設の配置及び規模	種類	名称	幅員又は面積	延長	備考	
	道路	区画道路1号	14～16.5メートル	約680メートル	拡幅(市道22号線)	
		区画道路2号	11.5メートル	約630メートル	拡幅(市道6号線)	
		区画道路3号	6メートル (10.5メートル)	約220メートル	拡幅(市道159号線)	
		区画道路4号	10.5～12.5メートル	約230メートル	新設(地下貯留施設)	
		区画道路5号	8メートル	約280メートル	新設	
		区画道路6号	8メートル	約130メートル	新設	
	()は、地区計画区域外を含む全幅員					
	公園	公園1号	約0.3ヘクタール	－	新設(地下調整池)	
	緑地	緩衝緑地1号	10メートル	約470メートル 約100メートル	新設	
		緩衝緑地2号	5メートル	約160メートル 約100メートル	新設	
		高木(成木時に樹高4メートル以上)を植栽する。ただし、車両等の出入口、門柱、門扉又は公益上、安全上、保安上必要なものを除く。				
その他の公共空地	歩道状空地1号	5.6メートル	約220メートル	拡幅(市道159号線、地下貯留施設)		
	広場1号	約0.04ヘクタール	－	新設		
地区整備計画建築物等に関する事項	地区の区分	名称	A地区(工業地域)		B地区(工業地域)	
		面積	約8.2ヘクタール		約5.3ヘクタール	
	建築物等の用途の制限	次に掲げる建築物は、建築してはならない。				次に掲げる建築物は、建築してはならない。
		1 住宅、共同住宅、寄宿舍又は下宿				1 住宅(この地区計画の決定の告示日において、現に住宅の用途に供する建築物の敷地として使用されている土地の土地区画整理法(昭和29年法律第119号)の規定による換地処分又は仮換地の指定を受けた土地の全部を一の敷地として使用するものを除く。)
		2 保育所その他これに類するもの(第1号及び第3号から第17号の建築物以外の建築物内に設けるもので、同一の敷地内において事業を営む地区内事業所の従事者のみが利用するもののうち、延べ面積が200平方メートル以下のものを除く。)				2 共同住宅、寄宿舍又は下宿
		3 幼保連携型認定こども園(第1号、第2号及び第4号から第17号の建築物以外の建築物内に設けるもので、同一の敷地内において事業を営む地区内事業所の従事者のみが利用するもののうち、延べ面積が200平方メートル以下のものを除く。)				3 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの
		4 老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの				4 幼保連携型認定こども園
		5 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの				5 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの
		6 図書館、博物館その他これらに類するもの				6 図書館、博物館その他これらに類するもの
		7 神社、寺院、教会その他これらに類するもの				7 神社、寺院、教会その他これらに類するもの
		8 ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類するもの				8 ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類するもの
		9 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの				9 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの
		10 カラオケボックスその他これらに類するもの				10 カラオケボックスその他これらに類するもの
		11 公衆浴場				11 公衆浴場
		12 診療所				12 診療所
		13 畜舎				13 畜舎
		14 自動車教習所				14 自動車教習所
15 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)に規定する一般廃棄物、産業廃棄物の処理の用に供する建築物及び工作物(自己の廃棄物の処理の用に供する場合を除く。)				15 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)に規定する一般廃棄物、産業廃棄物の処理の用に供する建築物及び工作物(自己の廃棄物の処理の用に供する場合を除く。)		
16 建築基準法(昭和25年法律第201号)別表第二(る)項第一号及び第二号に該当する建築物				16 建築基準法(昭和25年法律第201号)別表第二(る)項第一号及び第二号に該当する建築物		
17 店舗、飲食店その他これらに類するもの(第1号から第16号の建築物以外の建築物内に設けるもので、同一の敷地内において事業を営む地区内事業所の従事者のみが利用するもののうち、延べ面積が200平方メートル以下のものを除く。)				17 店舗、飲食店その他これらに類するもののうち、延べ面積が300平方メートルを超えるもの		

地区整備計画	建築物等に関する事項	建築物の敷地面積の最低限度	10,000平方メートル	500平方メートル
			ただし、建築物の敷地面積の最低限度未満の土地で、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。 1 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）の規定による換地処分又は仮換地の指定を受けた土地で、かつ、所有権その他の権利に基づいてその全部を一の敷地として使用するもの 2 この地区計画の決定の告示日において、現に建築物の敷地として使用されている土地で当該規定に適合しないもの又は現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば当該規定に適合しなくなる土地について、その全部を一の敷地として使用するもの 3 公益上必要な建築物の敷地として使用するもの	
		壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面の位置については、次に掲げるとおりとする。 1 計画図に表示する壁面線1号の道路境界線までの距離は、10メートル以上とする。 2 計画図に表示する壁面線2号の道路境界線までの距離は、5メートル以上とする。 3 隣地境界線までの距離は、2メートル以上とする。	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面の位置については、次に掲げるとおりとする。 1 計画図に表示する壁面線3号の道路境界線までの距離は、1メートル以上とする。 2 隣地境界線までの距離は、0.7メートル以上とする。
			ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。 1 この地区計画の決定の告示日において、現に建築物の敷地として使用されている土地で当該規定に適合しないもの 2 公益上、安全上、保安上必要な建築物の敷地として使用するもの	
		建築物等の高さの最高限度	31メートル	25メートル
		垣又はさくの構造の制限	道路に面する側の垣又はさくの構造は、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。ただし、門柱及び門扉を除く。 1 生け垣 2 鉄柵、金網等の透視可能なフェンス又はさく等で、敷地地盤面からの高さは2.0メートル以下とする。また、当該フェンス又はさく等に基礎を設ける場合は、基礎の高さを敷地地盤面から0.5メートル以下とする。 3 第1号及び第2号を組み合わせたもの	

「区域及び地区整備計画は、計画図表示のとおり」

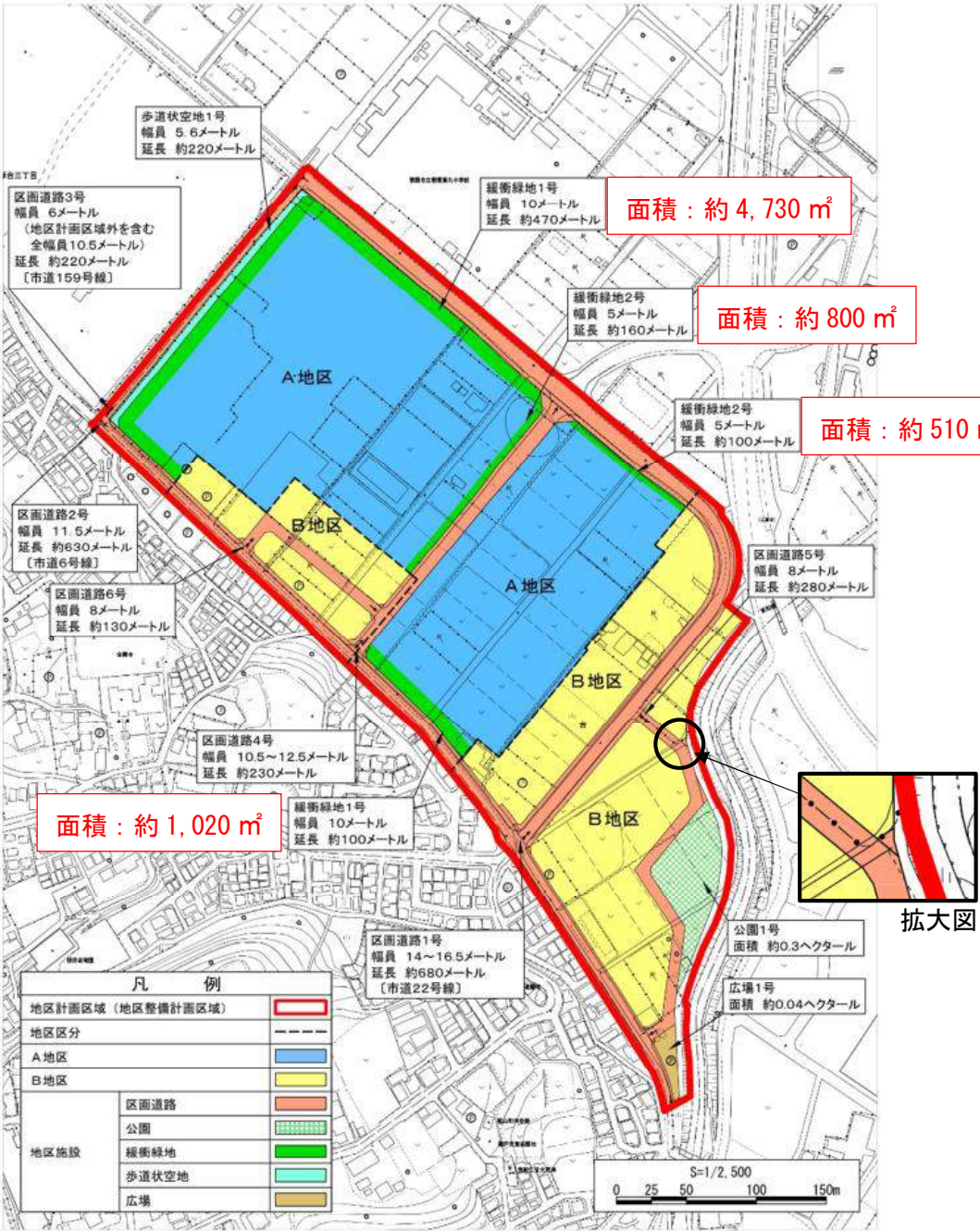
理由 本地区の交通環境の更なる安全性の確保や、より周辺環境との調和に配慮した工業系地区の形成を図るために、道路配置及び緩衝緑地を変更するものです。

新

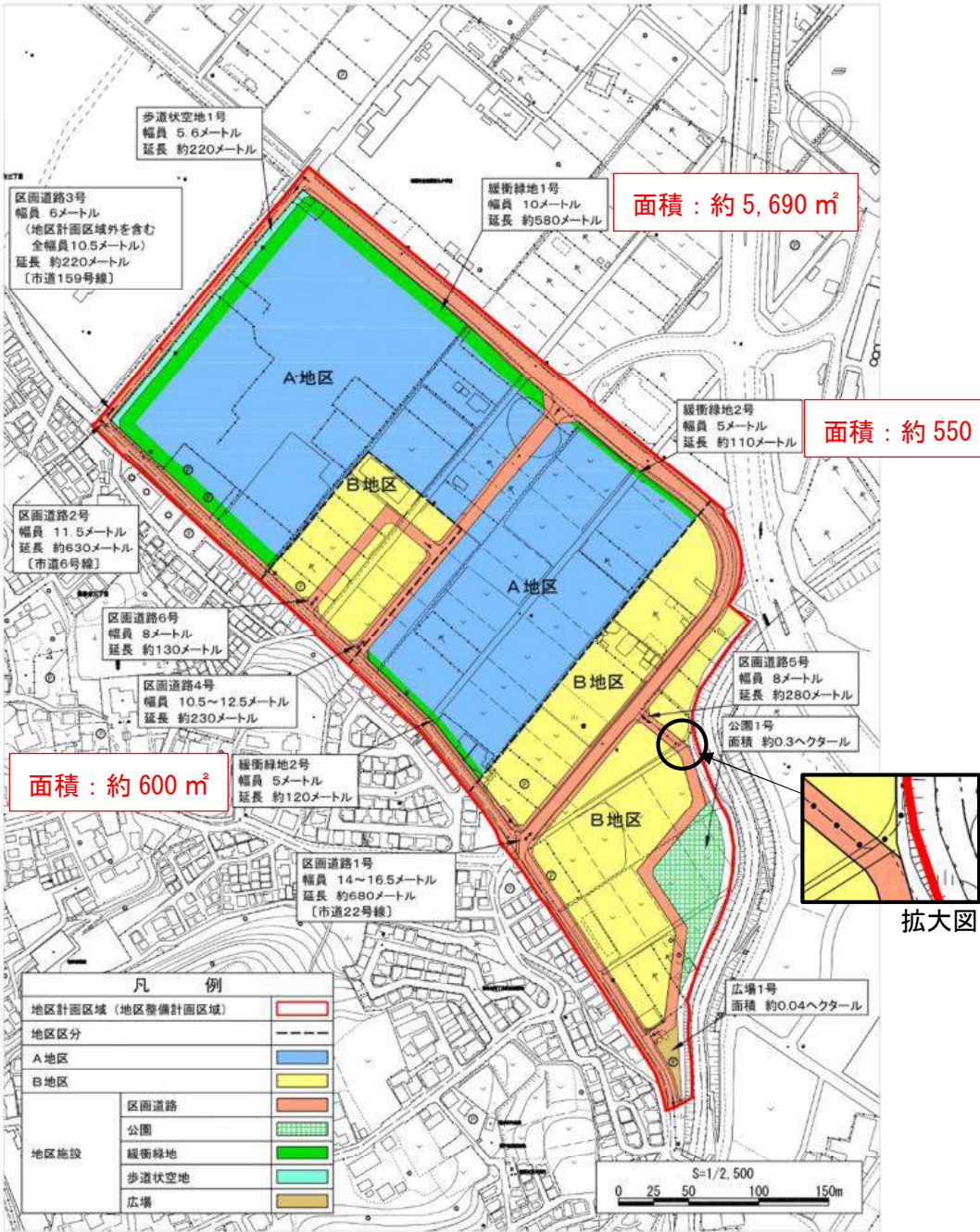
旧

計画図（地区整備計画図）（あずま南地区） 1/2

計画図（地区整備計画図）（あずま南地区） 1/2



緩衝緑地面積計：約 7,060 m²



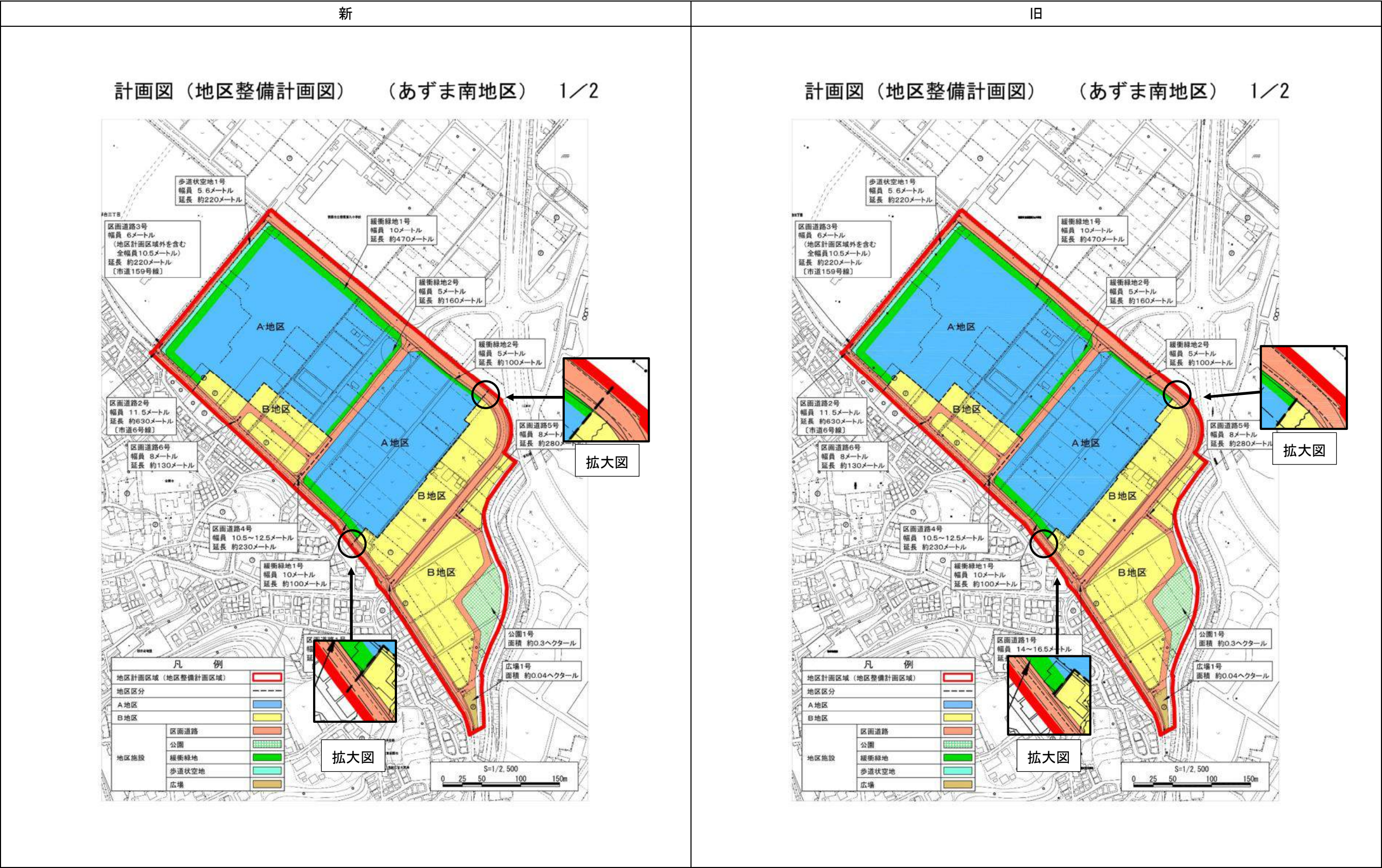
緩衝緑地面積計：約 6,840 m²

地区計画変更スケジュール

※ 法:都市計画法、区画法:土地区画整理法

		8月		9月		10月		11月		12月		1月		2月		3月	
まちづくり推進課（区画整理係）	地区計画 （市決定）																
									</								

令和7年1月23日付縦覧の延長告示 計画図（地区整備計画図）・地区計画方針の付図の訂正について 資料⑥



※上記拡大図のとおり地区区分の点線を訂正し、縦覧期間を2週間延長しました。

当初縦覧期間：令和7年1月10日～23日 延長した縦覧期間：令和7年1月24日～2月6日

報告事項第 1 号

公共交通の最近の動きについて

公共交通空白地区 の改善に向けた 実証運行



© むぎしのフロントあさか

根岸台7丁目周辺～朝霞駅東口まで運行します！

運行の目的

市内には鉄道や路線バス、市内循環バスなどの公共交通がありますが、地域によっては鉄道駅やバス停が近くにない（約300m以上離れた）エリアである「公共交通空白地区」があります。

水久保公園や東かすみ台町内会館などの根岸台7丁目周辺は、道路幅員等の要因から公共交通空白地区となっており、**東かすみ台町内会、三栄自治会、東南部町内会で構成する地域組織が主体**となり、朝霞市と協働して小型車両を用いた新たな公共交通の導入を検討しています。今回は、その導入に向けた実証運行を行いますので、ぜひご利用ください。

なお、今回の実証運行の結果により、本格運行の実施について検討します。

運行内容

運行期間 令和6年12月3日（火）～令和7年11月29日（土）

運行区間 根岸台7丁目周辺 ～ 朝霞駅東口

運行時間 午前8時30分頃 ～ 午後7時頃

運行日 **火・木・土の週3日**

運行形態 定時定路線型

運賃 大人：200円 小児：100円

※朝霞駅で市内循環バス「わくわく号」との乗り継ぎ券発行可能

※障害者手帳をお持ちの方は提示により大人100円・小児50円、特別乗車証は提示により無料でご利用できます。

利用方法 バス停にて乗車・降車

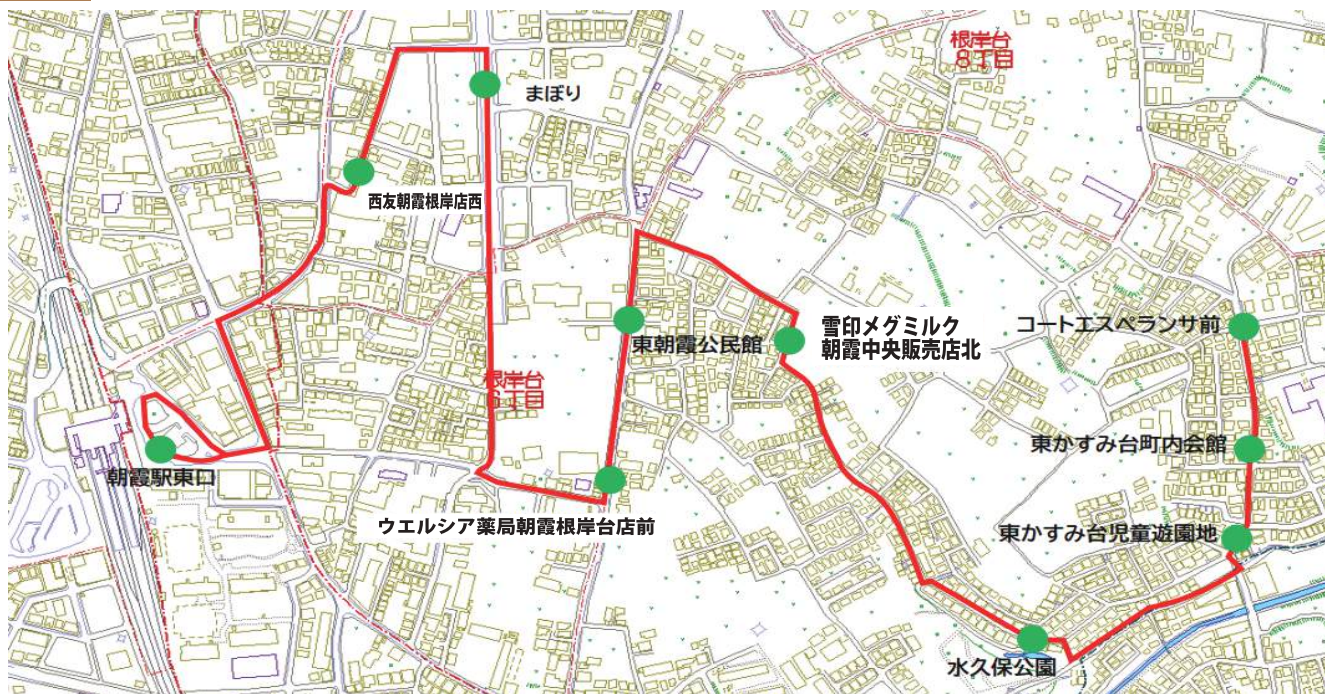
運行車両 ハイエース

※助手席含め最大9名乗車可

※満員の際はご乗車できませんので、あらかじめご了承ください。



運行ルート



時刻表

朝霞駅東口行き

番号	停留所名	1便	2便	3便	4便	5便	6便	7便	8便	9便	10便	11便	12便	13便	14便
ね10	コートエスペランサ前	8:30	9:15	10:00	10:45	11:30	12:15	13:55	14:40	15:25	16:10	16:55	17:40	18:25	19:10
ね09	東かすみ台町内会館	8:30	9:15	10:00	10:45	11:30	12:15	13:55	14:40	15:25	16:10	16:55	17:40	18:25	19:10
ね08	東かすみ台児童遊園地	8:31	9:16	10:01	10:46	11:31	12:16	13:56	14:41	15:26	16:11	16:56	17:41	18:26	19:11
ね07	水久保公園	8:32	9:17	10:02	10:47	11:32	12:17	13:57	14:42	15:27	16:12	16:57	17:42	18:27	19:12
ね06	雪印メグミルク朝霞中央販売店北	8:33	9:18	10:03	10:48	11:33	12:18	13:58	14:43	15:28	16:13	16:58	17:43	18:28	19:13
ね05	東朝霞公民館	8:34	9:19	10:04	10:49	11:34	12:19	13:59	14:44	15:29	16:14	16:59	17:44	18:29	19:14
ね04	ウエルシア薬局朝霞根岸台店前	8:34	9:19	10:04	10:49	11:34	12:19	13:59	14:44	15:29	16:14	16:59	17:44	18:29	19:14
ね03	まぼり	8:36	9:21	10:06	10:51	11:36	12:21	14:01	14:46	15:31	16:16	17:01	17:46	18:31	19:16
ね02	西友朝霞根岸店西	8:37	9:22	10:07	10:52	11:37	12:22	14:02	14:47	15:32	16:17	17:02	17:47	18:32	19:17
ね01	朝霞駅東口	8:40	9:25	10:10	10:55	11:40	12:25	14:05	14:50	15:35	16:20	17:05	17:50	18:35	19:20

コートエスペランサ前行き

番号	停留所名	1便	2便	3便	4便	5便	6便	7便	8便	9便	10便	11便	12便	13便
ね01	朝霞駅東口	9:00	9:45	10:30	11:15	12:00	13:40	14:25	15:10	15:55	16:40	17:25	18:10	18:55
ね02	西友朝霞根岸店西	9:03	9:48	10:33	11:18	12:03	13:43	14:28	15:13	15:58	16:43	17:28	18:13	18:58
ね03	まぼり	9:05	9:50	10:35	11:20	12:05	13:45	14:30	15:15	16:00	16:45	17:30	18:15	19:00
ね04	ウエルシア薬局朝霞根岸台店前	9:06	9:51	10:36	11:21	12:06	13:46	14:31	15:16	16:01	16:46	17:31	18:16	19:01
ね05	東朝霞公民館	9:07	9:52	10:37	11:22	12:07	13:47	14:32	15:17	16:02	16:47	17:32	18:17	19:02
ね06	雪印メグミルク朝霞中央販売店北	9:08	9:53	10:38	11:23	12:08	13:48	14:33	15:18	16:03	16:48	17:33	18:18	19:03
ね07	水久保公園	9:09	9:54	10:39	11:24	12:09	13:49	14:34	15:19	16:04	16:49	17:34	18:19	19:04
ね08	東かすみ台児童遊園地	9:10	9:55	10:40	11:25	12:10	13:50	14:35	15:20	16:05	16:50	17:35	18:20	19:05
ね09	東かすみ台町内会館	9:10	9:55	10:40	11:25	12:10	13:50	14:35	15:20	16:05	16:50	17:35	18:20	19:05
ね10	コートエスペランサ前	9:10	9:55	10:40	11:25	12:10	13:50	14:35	15:20	16:05	16:50	17:35	18:20	19:05

利用例

今日は電車に乗ってお出かけ！



ご自宅付近のバス停



朝霞駅東口

今日は買い物して帰らないと…！



朝霞駅東口



ウエルシア薬局



ご自宅付近のバス停



運行期間及び時刻表は変更になる場合がございます。
市ホームページに最新の時刻表を掲載していますので、
ご利用の方はホームページにてご確認ください。
←市ホームページ



リアルタイムの運行状況については
バスロケーションシステム「バス予報」
をご確認下さい。
←バス予報リンク



◎むさしのフロントあさか

膝折町4丁目周辺～北朝霞駅まで運行します！

西朝霞公民館や朝霞第一小学校などの膝折町4丁目周辺は、道路幅員等の要因から公共交通空白地区となっており、**膝折宿町内会、溝沼第一町内会で構成する地域組織が主体**となり、朝霞市と協働して小型車両を用いた新たな公共交通の導入を検討しています。今回は、その導入に向けた実証運行を行いますので、ぜひご利用ください。

なお、今回の実証運行の結果により、本格運行の実施について検討します。

運行ルート

令和6年12月2日(月)～
令和7年11月28日(金)

膝折町4丁目周辺 ～ 北朝霞駅

午前8時30分頃 ～ 午後7時頃

月・水・金の週3日

定時定路線型

大人：200 円 小児：100 円

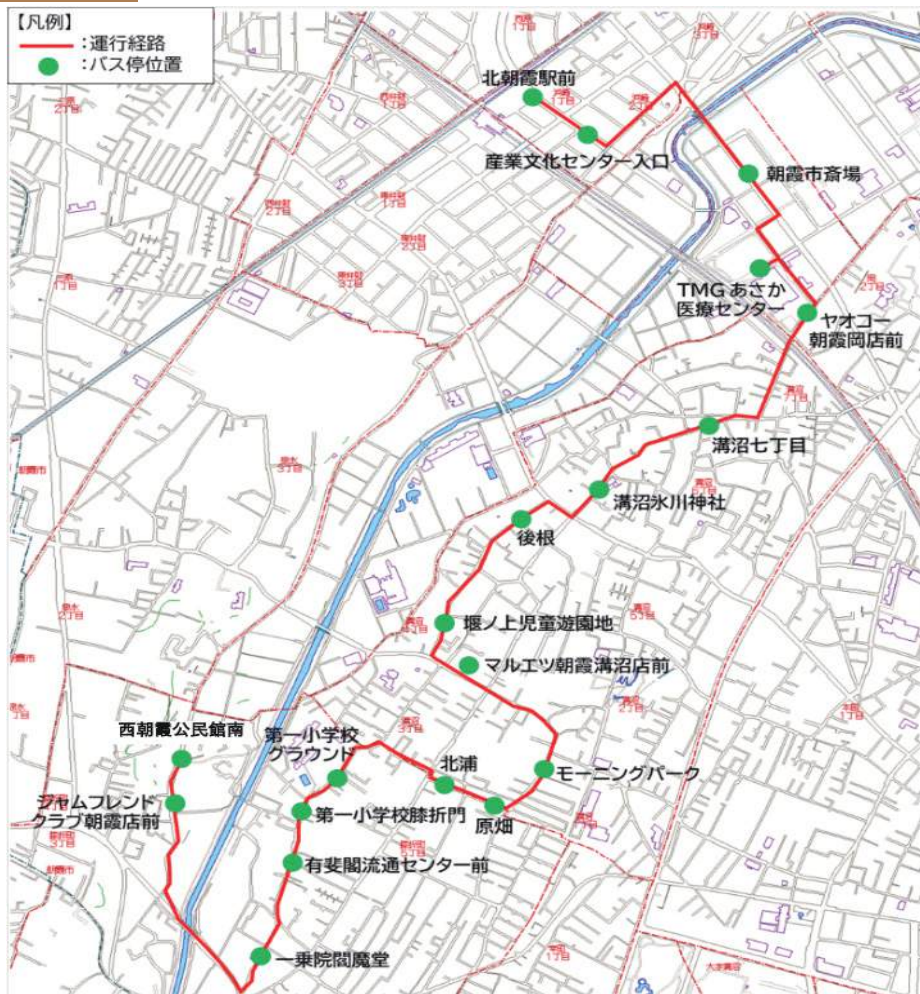
※北朝霞駅で市内循環バス「わくわく号」との乗り継ぎ券発行可能
※障害者手帳をお持ちの方は提示により大人 100 円・小児 50 円、特別乗車証は提示により無料。



バス停にて乗車・降車

ハイエース

※助手席含め**最大9名乗車可**
※満員の際はご乗車できませんので、
あらかじめご了承ください。



運行期間及び時刻表は変更になる場合がございます。
市ホームページに最新の時刻表を掲載していますので、
ご利用の方はホームページにてご確認ください。

←市ホームページ



リアルタイムの運行状況については
バスロケーションシステム「バス予報」
をご確認下さい。

←バス予報リンク

時刻表

北朝霞駅前行き

番号	停留所名	1便	2便	3便	4便	5便	6便	7便	8便	9便
ひ19	西朝霞公民館南	8:30	9:40	10:50	12:00	14:00	15:10	16:20	17:30	18:40
ひ18	ジャムフレンドクラブ朝霞店前	8:30	9:40	10:50	12:00	14:00	15:10	16:20	17:30	18:40
ひ17	一乗院閻魔堂	8:33	9:43	10:53	12:03	14:03	15:13	16:23	17:33	18:43
ひ16	有斐閣流通センター前	8:34	9:44	10:54	12:04	14:04	15:14	16:24	17:34	18:44
ひ15	第一小学校膝折門	8:34	9:44	10:54	12:04	14:04	15:14	16:24	17:34	18:44
ひ14	第一小学校グラウンド	8:35	9:45	10:55	12:05	14:05	15:15	16:25	17:35	18:45
ひ13	北浦	8:36	9:46	10:56	12:06	14:06	15:16	16:26	17:36	18:46
ひ12	原畑	8:37	9:47	10:57	12:07	14:07	15:17	16:27	17:37	18:47
ひ11	モーニングパーク	8:38	9:48	10:58	12:08	14:08	15:18	16:28	17:38	18:48
ひ10	マルエツ朝霞溝沼店前	8:40	9:50	11:00	12:10	14:10	15:20	16:30	17:40	18:50
ひ09	堰ノ上児童遊園地	8:41	9:51	11:01	12:11	14:11	15:21	16:31	17:41	18:51
ひ08	後根	8:42	9:52	11:02	12:12	14:12	15:22	16:32	17:42	18:52
ひ07	溝沼氷川神社	8:43	9:53	11:03	12:13	14:13	15:23	16:33	17:43	18:53
ひ06	溝沼七丁目	8:44	9:54	11:04	12:14	14:14	15:24	16:34	17:44	18:54
ひ05	ヤオコー朝霞岡店前	8:46	9:56	11:06	12:16	14:16	15:26	16:36	17:46	18:56
ひ04	TMGあさか医療センター	8:48	9:58	11:08	12:18	14:18	15:28	16:38	17:48	18:58
ひ03	朝霞市斎場	8:50	10:00	11:10	12:20	14:20	15:30	16:40	17:50	19:00
ひ02	産業文化センター入口	8:52	10:02	11:12	12:22	14:22	15:32	16:42	17:52	19:02
ひ01	北朝霞駅前	8:53	10:03	11:13	12:23	14:23	15:33	16:43	17:53	19:03

西朝霞公民館南行き

番号	停留所名	1便	2便	3便	4便	5便	6便	7便	8便	9便
ひ01	北朝霞駅前	8:56	10:06	11:16	12:26	14:26	15:36	16:46	17:56	19:06
ひ02	産業文化センター入口	8:57	10:07	11:17	12:27	14:27	15:37	16:47	17:57	19:07
ひ03	朝霞市斎場	8:59	10:09	11:19	12:29	14:29	15:39	16:49	17:59	19:09
ひ04	TMGあさか医療センター	9:01	10:11	11:21	12:31	14:31	15:41	16:51	18:01	19:11
ひ05	ヤオコー朝霞岡店前	9:03	10:13	11:23	12:33	14:33	15:43	16:53	18:03	19:13
ひ06	溝沼七丁目	9:05	10:15	11:25	12:35	14:35	15:45	16:55	18:05	19:15
ひ07	溝沼氷川神社	9:06	10:16	11:26	12:36	14:36	15:46	16:56	18:06	19:16
ひ08	後根	9:07	10:17	11:27	12:37	14:37	15:47	16:57	18:07	19:17
ひ09	堰ノ上児童遊園地	9:08	10:18	11:28	12:38	14:38	15:48	16:58	18:08	19:18
ひ10	マルエツ朝霞溝沼店前	9:09	10:19	11:29	12:39	14:39	15:49	16:59	18:09	19:19
ひ11	モーニングパーク	9:11	10:21	11:31	12:41	14:41	15:51	17:01	18:11	19:21
ひ12	原畑	9:12	10:22	11:32	12:42	14:42	15:52	17:02	18:12	19:22
ひ13	北浦	9:13	10:23	11:33	12:43	14:43	15:53	17:03	18:13	19:23
ひ14	第一小学校グラウンド	9:14	10:24	11:34	12:44	14:44	15:54	17:04	18:14	19:24
ひ15	第一小学校膝折門	9:15	10:25	11:35	12:45	14:45	15:55	17:05	18:15	19:25
ひ16	有斐閣流通センター前	9:15	10:25	11:35	12:45	14:45	15:55	17:05	18:15	19:25
ひ17	一乗院閻魔堂	9:16	10:26	11:36	12:46	14:46	15:56	17:06	18:16	19:26
ひ18	ジャムフレンドクラブ朝霞店前	9:19	10:29	11:39	12:49	14:49	15:59	17:09	18:19	19:29
ひ19	西朝霞公民館南	9:19	10:29	11:39	12:49	14:49	15:59	17:09	18:19	19:29

利用例



今日は電車に乗ってお出かけ！

ご自宅付近のバス停



北朝霞駅



今日は買い物して帰らないと…！

北朝霞駅



マルエツ



ご自宅付近のバス停

2024年12月24日

**2025年3月28日(金)初列車より、
東上線 朝霞台駅のエレベーター3基(北口・改札内)・
エレベーター専用改札口を供用開始します！**

計画を前倒し、北口(JR 北朝霞駅側)・改札内エレベーター・バリアフリースイレを供用開始！

東武鉄道株式会社

東武鉄道(本社：東京都墨田区、取締役社長：都筑豊)では、2023年9月より東上線 朝霞台駅にてエレベーター新設工事を順次進めております。このたび計画を前倒し、北口(JR 北朝霞駅側)のエレベーター(1基)、改札内エレベーター(2基)、エレベーター専用改札口およびバリアフリースイレについて、**2025年3月28日(金)初列車より供用開始**することが決まりましたのでお知らせします。

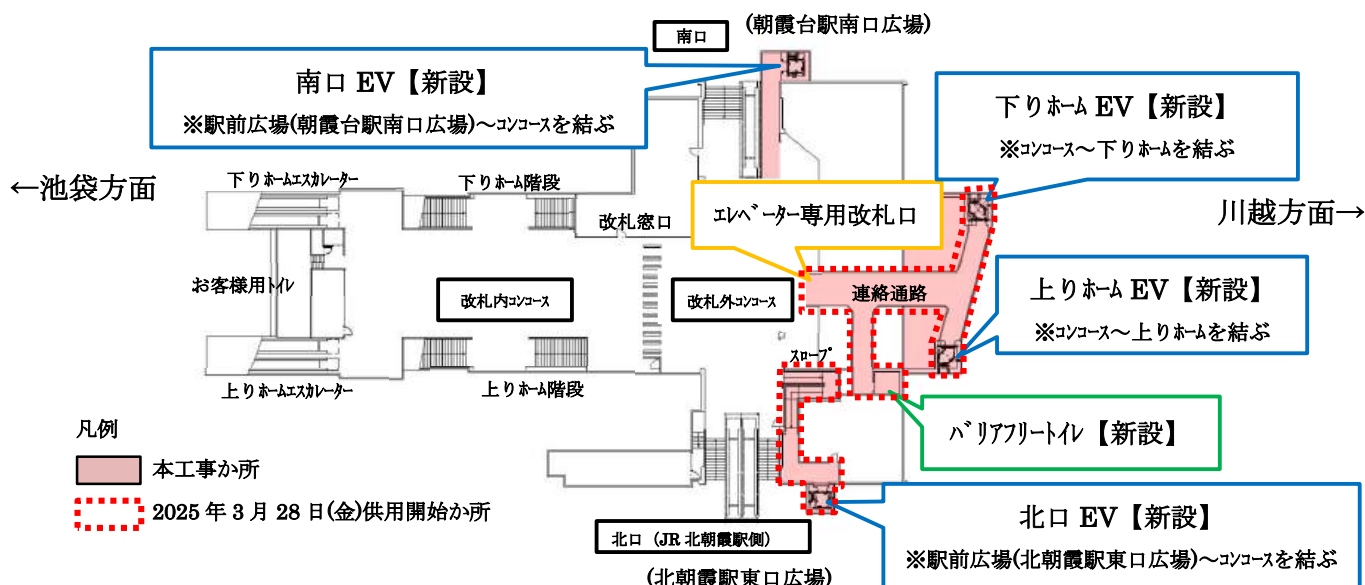
今回の工事では、改札内：2か所・改札外：2か所・計：4か所のエレベーターを新設します。このたび、工事の進捗に伴い改札外の北口(JR 北朝霞駅側)・改札内エレベーター・バリアフリースイレについては、当初予定していた2025年度中から計画を前倒し早期に供用開始します。南口エレベーターについては、引き続き工事を進めており、工事の完成は2025年度中を予定しております。

なお、改札外エレベーター(北口・南口)については、朝霞市にご協力いただき、駅前広場を活用しエレベーターを設置しています。

今後もお客様に駅をより快適にご利用いただけるよう、駅舎のバリアフリー化を推進してまいります。工事概要および供用開始時期は以下のとおりです。

■工事概要および供用開始時期

- ・上りホーム EV：1基(改札内)【直角2方向出口型】
 - ・下りホーム EV：1基(改札内)【直角2方向出口型】
 - ・北口 EV：1基(改札外)【スルー型】
 - ・エレベーター専用改札口およびバリアフリースイレ：1か所
- 2025年3月28日(金)初列車より供用開始**
- ・南口 EV：1基(改札外)【スルー型】
- …2025年度供用開始予定**


△朝霞台駅 改札階平面図(配置計画)

※一般のお問い合わせ先表示は、東武鉄道お客さまセンター TEL03-5962-0102

このリリースのお問い合わせは、東武鉄道(株) 広報部(本間、三井) TEL03-3621-5640

報告事項第 2 号

朝霞都市計画生産緑地地区の変更について
(経過報告)

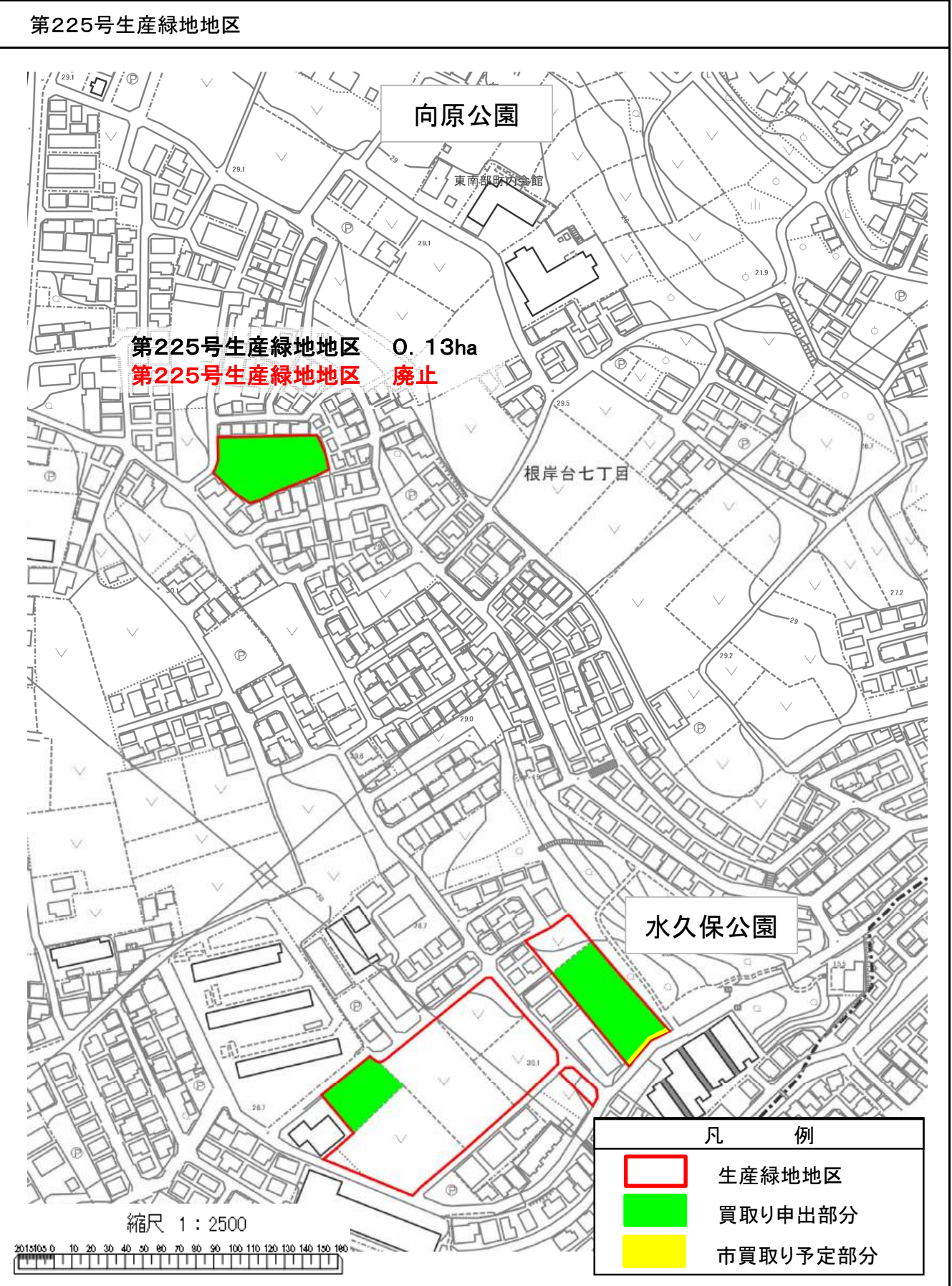
変更箇所一覧

番号	生産緑地地区	場所	変更前面積(㎡)	変更後面積(㎡)	増減面積(㎡)	備考
1	第225号生産緑地地区	根岸台7丁目1410-1	<u>1,265.00</u>	0.00	-1,265.00	地区の廃止
2	第228号生産緑地地区	根岸台7丁目1065-1	<u>6,872.00</u>	6,105.00	-767.00	一部削除
	第228号生産緑地地区	根岸台7丁目1023-2	6,105.00	<u>6,359.00</u>	254.00	地区の追加
3	第229号生産緑地地区	根岸台7丁目1021	<u>1,434.00</u>	254.00	-1,180.00	地区の廃止
	第229号生産緑地地区	根岸台7丁目1023-2	254.00	<u>0.00</u>	-254.00	
計			9,571.00	6,359.00	-3,212.00	

(参考)市内全体	変更前*	変更後
地区数	214	212
面積(ha)	64.21	63.89

※㎡の増減値とhaの増減値に多少誤差が生じます。

案内図

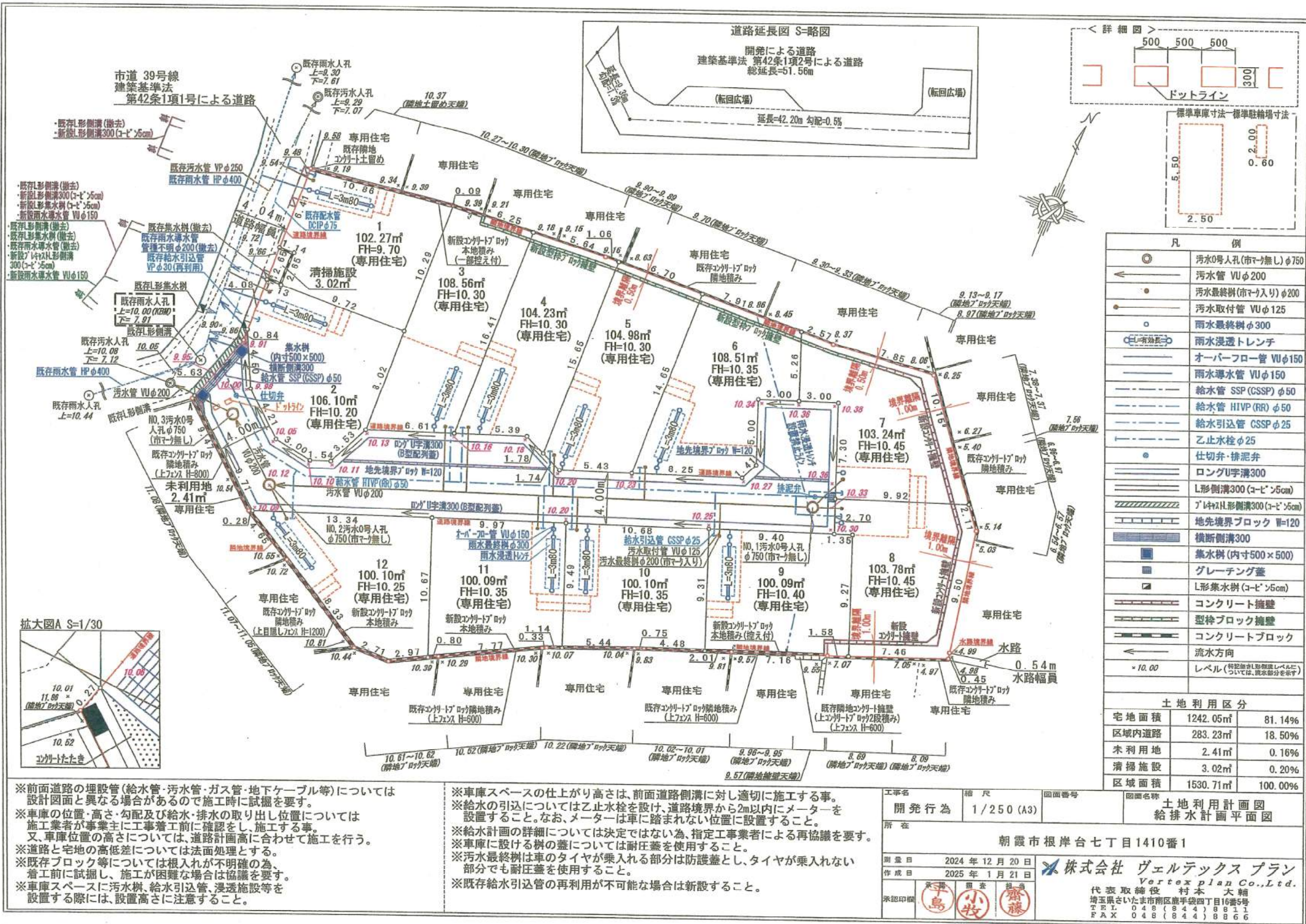


○概要

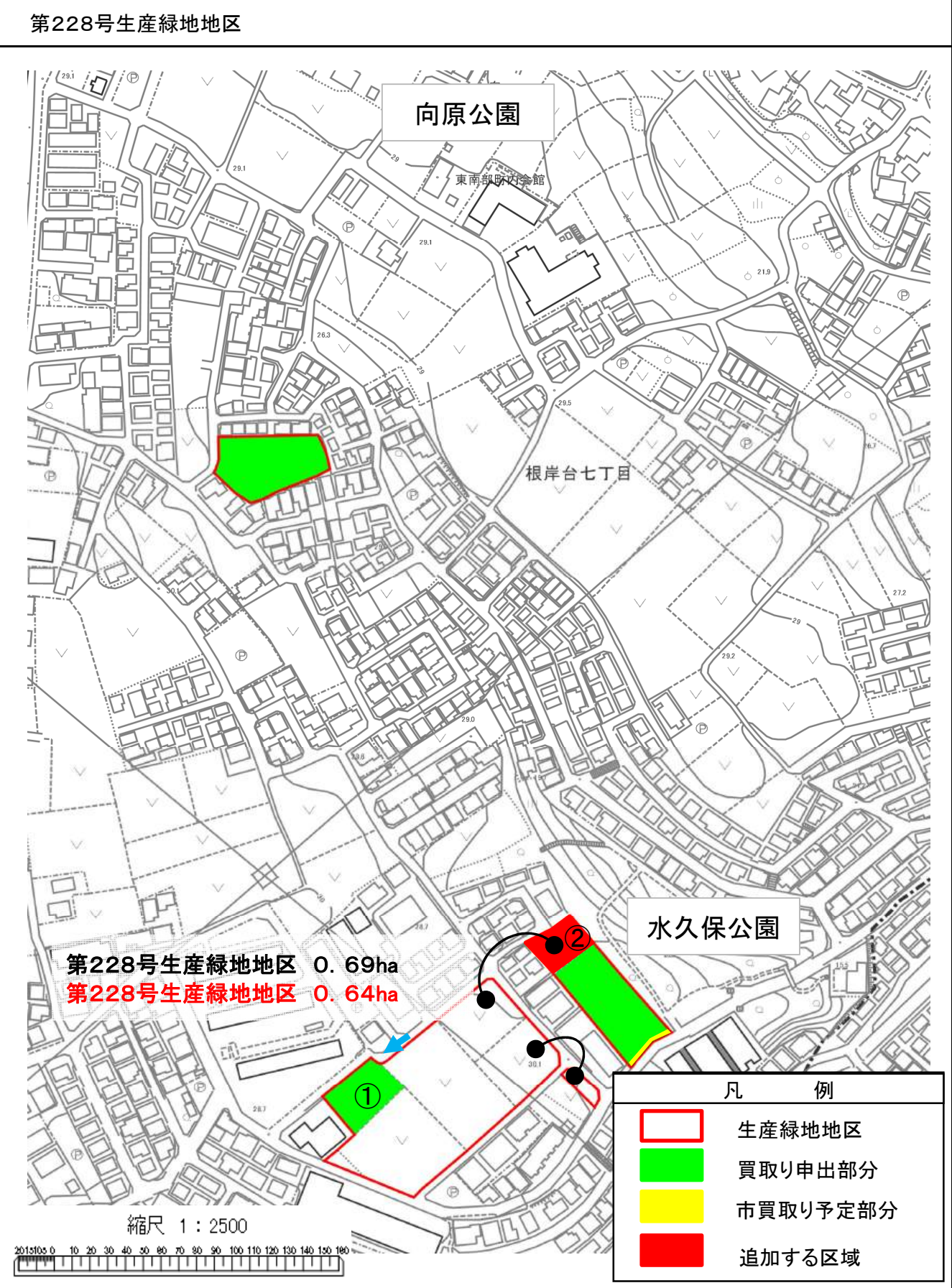
名 称	第225号生産緑地地区
内 容	地区の廃止
所 在 地	根岸台7丁目1410-1
変 更 前 面 積	1,265.00㎡
変 更 後 面 積	-
理 由	農業の主たる従事者が死亡したため
備 考	買取申出提出日:令和6年12月5日

○現況写真





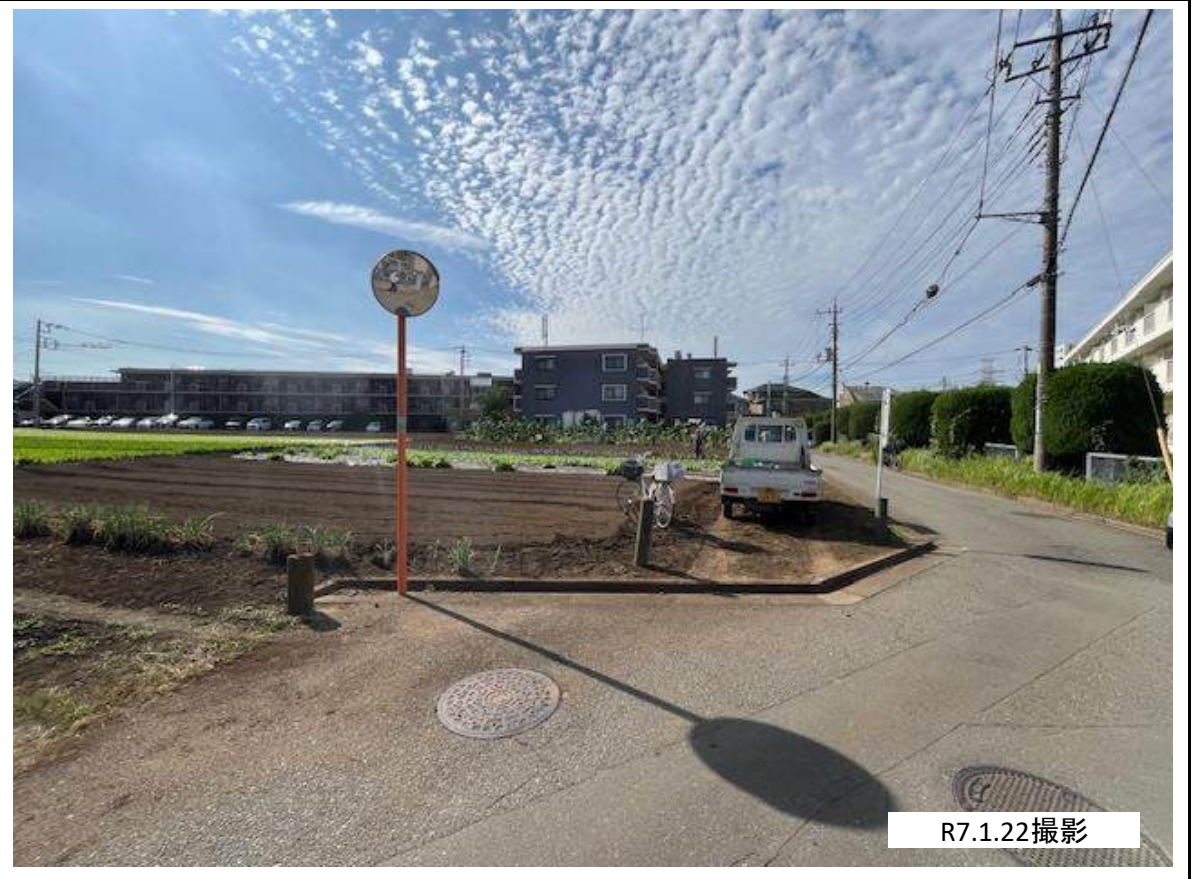
案内図



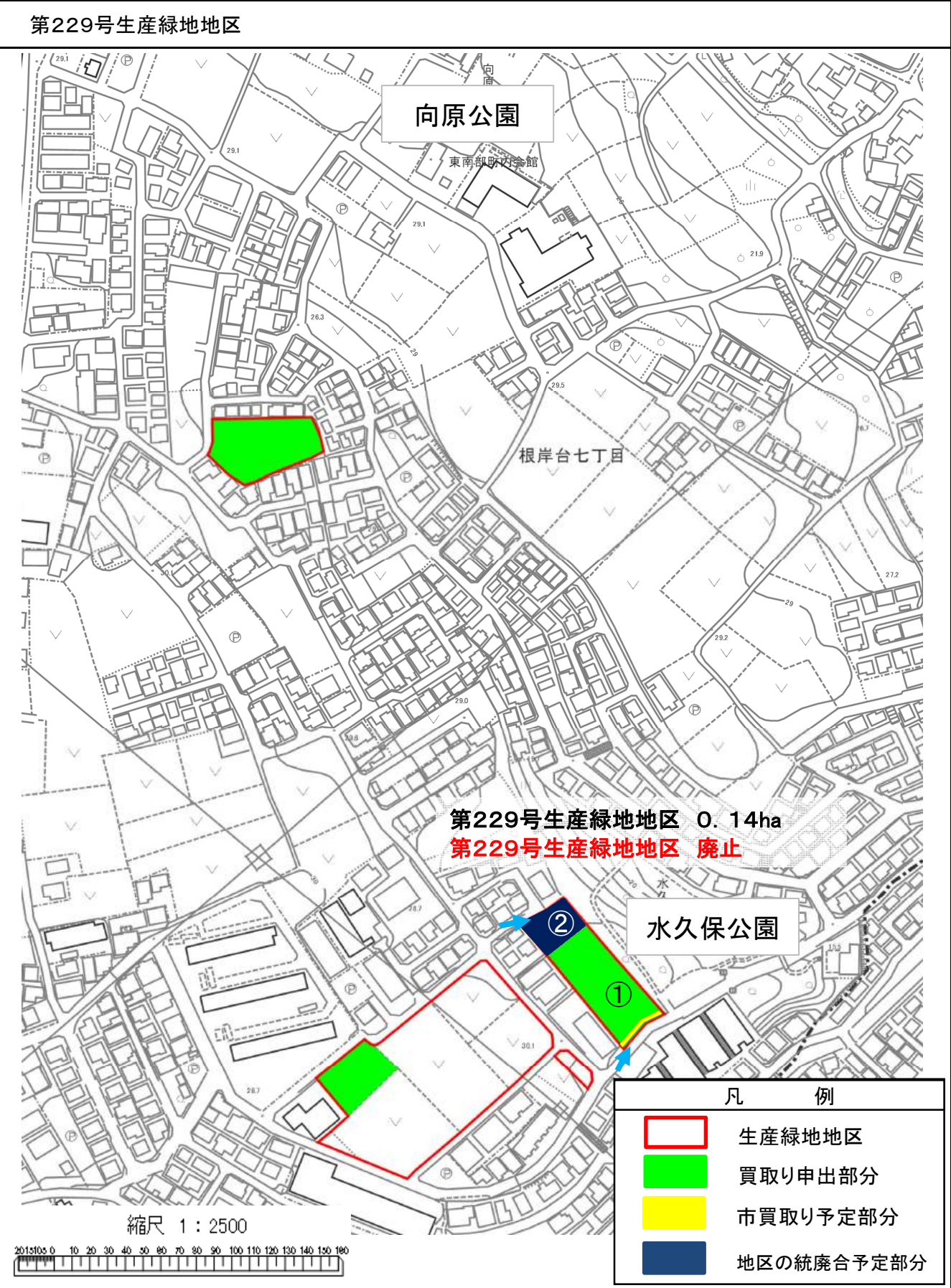
○概要

名 称	第228号生産緑地地区
内 容	面積及び区域の変更
所 在 地	①根岸台7丁目1065-1 ②根岸台7丁目1023-2
変 更 前 面 積	6, 872. 00㎡
変 更 後 面 積	6, 359. 00㎡
理 由	①農業の主たる従事者が死亡したため ②第229号生産緑地地区が面積要件を下回るため
備 考	買取申出提出日: 令和6年12月5日

○現況写真



案内図



○概要

名 称	第229号生産緑地地区
内 容	地区の廃止
所 在 地	①根岸台7丁1021 ②根岸台7丁目1023-2
変 更 前 面 積	1,434.00㎡
変 更 後 面 積	-
理 由	①農業の主たる従事者が死亡したため ②単独での面積要件を下回ることから、第228号地区へ統合を行う
備 考	買取申出提出日:令和6年12月5日

○現況写真



報告事項第3号

みどりの基本計画の改定について

(経過報告)

